

視 察 報 告 書

2019年5月15日
日本共産党流山市議団
小田桐 たかし
植田 和子

【視察概要】

- 八木北小学校区第2学童クラブ
 - ・構造：木造平屋建て、面積：288.17㎡
 - ・定員120名に対し、4月1日現在90名が在籍。（第1学童クラブ含めた全体定員165名に対し、126名が在籍、うち4～6年生3名（2.3%））
 - ・単位：40名×4単位
- おおたかの森小学校区学童クラブ
 - ・構造：重量鉄骨造3階建て、面積1208.80㎡
 - ・定員400名に対し、4月1日現在265名が在籍（うち4～6年生19名（7.2%））
 - ・単位：40名×8単位

【所管】

・今年度4月より新設し、大規模学童保育としてスタートした2学童を対象に視察したが、現場の様々な努力には敬意を表するとともに、規模の大きさや子ども・保護者を取りまく実態を聞くことができ、今後の政策提案に活かしていきたい。

・特に、以下の事に今後注目したい。

1、発達障害やグレーゾーンの児童への支援体制の強化について

わが党の懸念通り、現在、市では過去の取り組みを土台に支援員の補充対応をしているが、児童の急増により、静かで落ち着きのある「場」の確保が難しくなる恐れがうまれている。

1 単位ごとの異学年との交流や遊びなど利用者数に対応した施設設計のみに目を奪われることなく、その中に埋もれかねない発達障害やグレーゾーンの児童が落ち着ける「場」の提供への配慮も欠かせない。

八木北小学校区第2学童クラブに隣接しているものの、その喧騒から離し、第1学童クラブで提供されていたのは、現場の知恵と経験が活かされていると思われる。

2、外遊び、送迎時の駐車場、防犯について

子どもの心身の成長や達成感、自己肯定感を高めるためには、外遊びが大変重要であるが、八木北小学校区学童クラブは専用庭をこわして第2学童クラブを建設したことから、外遊びができない。また議会で指摘したとおり、八木北小学校南側の公園での外遊びは、他児童と混ざり合うこと等から困難さが聞かれており、学校増築に伴う校庭の利用制限もあり、ストレスの蓄積を心配する。

指定管理者の非によらないだけに、行政として知恵の発揮どころだと考える。

ただ駐車場については、近隣に建設中の医療機関と相談し、駐車場の短時間利用を探れば、若干でも解決できる見通しが持てたことは良かった。

またおおたかの森小学校区学童クラブも視察時は、中学校中間テスト前だったので、小学校の校庭いっぱい遊ぶことができたが、部活がある場合は、中庭を単位ごとに時間をずらしながら利用している。子どもはイタズラがつきものなので、熟慮が必要だが、おおたかの森センターの利用者数が少ない時間帯における学校敷地西側の駐車場を一時閉鎖した外遊びの確保、隣接する柿農園のお手伝い等を通じた外遊びなど市としても配慮が必要ではないかと考える。

また、新学期当初、送迎用駐車場の混乱回避を目的に、指定管理者独自に誘導員を設置したが、入札の改善に活かすべき事案だと思われる。

防犯対策は 2 学童クラブとも防犯カメラや施錠などで対応しているものの、夜間の暗さ対策は周辺環境にも左右されることから、おおたかの森小学校区学童クラブ付近の防犯灯設置を現地で要望した。

3、4年生以降の学童利用について

国の方針転換により、利用学年を拡大したものの、児童の心とからだの成長、そして学校教育における指導なども考慮すれば、4年生以上の学童保育利用の需要をさらに丁寧な把握に努めることが欠かせないと思われる。

また、目まぐるしく変化する日々の保育に終われるだけにとどまらず、子どもの権利として「放課後の生活スタイルの確立」をどう図るのか…各事業所、各学童クラブ、各単位が計画を立て、学期末・年度末を迎えられるよう研修の充実と専門性の確立、支援員の処遇改善を図る必要があると思われる。

4、専門性と同時に運営の安定、事業の継承について

指定管理を導入して以降、もうすぐ 10 年を迎えるにあたり、NPO 法人立ち上げ時から、学童クラブの規模、支援員の数、正規職員・パートの処遇、社保加入の有無など人事管理や納税など様々な業務が増加し、学童保育に対する「熱」だけでは、運営の安定を図ることが難しくなっている。また、事業の継承については、指定管理者からも先行き不透明感が聞かれ、市も一緒に課題を共有し、解決に向けた取り組みの積み重ねが必要と思われる。

これまで我が党が提案してきた指定管理期間の延長（現在 5 年間で 10 年間に延長する）は、利用児童の保育の継続性、職員の処遇や運営の安定を主眼に置いた政策提案だったが、事業の「計画的な」継承にも対応できる面を持っていることを新たに認識できた。

5、おおたかの森小学校区学童クラブにおけるバス送迎の試行について

保護者説明を通じ 6 月から試行されることとなるが、我が党は、子どもの安全確保、保育に欠ける子どもの位置づけ、保育以外の業務に就く支援員への支障などを考慮し、反対の立場から議会でも取り上げたが、不安払しょくとは言

えず、公的機関における「試行」がどれほど配慮を欠いた施策なのか引き続き、注視する必要がある。

利用希望者にしめる保育ステーション利用者が何割いるかは不明だが、処遇が確立され、業務としての送迎・引渡しとは全く異なる内容であること、その間、本来就くべき他児童への学童保育の人手を奪ってしまっていることへの配慮など、警鐘を鳴らす必要がある。同時に、その背景に学区変更の度に住宅と学校が遠く離れてしまうような学校配置、校舎設計の歪みなど行政の計画性や責任の所在も忘れてはならない。

6、職員の処遇改善

おおたかの森小学校区学童クラブでは、職員の更衣室やロッカー設置が大変喜ばれており、意識改革が迫られていることを強く実感した。これまでは、子どもの保育ルームや職員の給与面などに重点を置いた議案チェックや視察を重ねてきたが、学童保育利用者の増大、社会的役割の重要性等を考慮し、ハード面からも働きやすく続けやすい環境整備についても力点を置いていきたい。